

一般研究助成報告書

研究課題

室町時代政治儀礼における喫茶文化の受容について

橋本 素子

はじめに

本稿では、喫茶文化史の立場から、中世後期の政治儀礼における喫茶文化の受容として、特に当時最高レベルの政治儀礼である室町殿（以下断りのない限り將軍家の実権者）の「御成」における喫茶文化の受容について考察する。「御成」とは室町殿が臣下の邸や寺院などに赴くことで、この際御礼・贈答・饗応等の儀礼が行われた。その儀礼次第は、御成が頻繁化する義教期までには成立したものとみられる。①成立後は最高レベルの政治儀礼であるがゆえに、諸権門だけではなく各階層に共通する政治儀礼の範となった。したがって御成における喫茶文化の受容を考察することは、中世後期の政治儀礼における喫茶文化の受容を考える上での基礎的な研究として位置付けることができる。

一 御成次第における茶の使用

従来の茶道史では、室町殿御成における喫茶文化の受容を考える際、「茶の湯」の語の存在や御成の会場に茶具足が飾られていることをもって茶会を行ったものとみなしてきた。②その一方で、昨今の海外交流史や饗応に関する政治史の成果を受けて、会場室礼の茶具足の威信財としての性格を指摘するものの、③実用か否かの検証は置き去りにされる見解が示された。さらには十分な立証もなされないまま茶具足は飾られるのみで実用ではなかったとの見解も示されてもいる。④しかし「茶の湯」の語や茶具足の存在のみをもって喫茶の事実を立証しようとすることは不十分であるし、実用か否かの議論を差し置いたまま茶具足の実用性を否定することも不十分であると言わざるを得ないであろう。そもそも御成において茶はどの次第でどのように使用されたのであろうか。次にその実際をみていく。

1 「御菓子」における茶の使用

まず御成次第において茶を飲む機会があったことが確認できるのは、「御菓子」の時である。大館常興『諸大名衆御成被申入記』には「御菓子のとき、御茶聞召候事、公私ともに無之。但自然可被聞召由仰に付てハ、御供衆持参也。御相伴衆ハ於御前は無其義也。」とある。⑤これについて佐藤豊三氏は、当初「茶会は御成りの公式な饗応として採用されておらず、特に將軍が好む場合のみ、御供衆が持参するものであると述べている。亭主側の用意するものではないとの注意と解せられる」としたが、⑥のちに「茶事（茶会）は御成の次第、公式饗応には取り入れられていないと記しているが、大永三年（一五三三）八月五日、一二代義晴が伊勢貞忠の邸に臨んだ時の『伊勢貞忠亭御成記』には、御成の行事の中で茶事があったと記されており、以後の「御成記」にも茶事が行われた記録が見出される」とし、内容そのものを否定された。⑦一方家塚智子氏は、この箇所を典拠として義晴・義輝期にあっても茶事は御成次第に公式に組み入れられてはいなかったとされた。⑧しかしこの部分は、御成次第の「御菓子」では、「公私」＝室町殿と相伴衆ともに茶を飲む事はない。ただし室町殿が茶を所望する場合には、御供衆が茶を給仕するが、御相伴衆は室町殿の前で茶を飲むことはない、と解釈すべきである。つまり非公式でならば室町殿にだけ茶が出されることがあったということになる。この場合には室町殿は主室におり、茶具足が用意されている別室からの点で出しとなる。

2 「御休息」における茶の使用

かつて佐藤豊三氏は、御成次第の「御休息」の際に「茶湯所」で同朋衆が点て室町殿が「御休所」で茶を飲む場合があったことを指摘された。⑨結論から言えば、御成次第の「御休息」の際に室町殿が「御休所」で茶を飲む場合があった。しかしこの際、佐藤氏が根拠として示された三つの事例は検討を要する。すなわち、

①『伊勢貞忠亭御成記』にみえる「御茶湯」の語。これは、湯釜を中心とした茶具足を飾り置いたことを示しており、室町殿が茶を飲んだことを示すものではない。

②『大永四年細川亭御成記』にみえる「御供衆、公家、外様衆の茶湯者玉阿弥」及び「通之茶湯

八千阿弥」の記載。前者は室町殿の相伴衆の茶湯を用意し点茶を行う担当者を、後者は給仕の担当者を示すものであり、いずれも室町殿の点茶を担当した者ではない。¹⁰⁾

③『三好筑前守義長朝臣亭江御成之記』において、寢殿の「次の三畳敷」で同朋衆の春阿が点て、会所「九間の座敷」の「奥の四畳半」でも茶が点て出されたとする点。後述するように、三好邸には寢殿と会所の別はなくひとつの建物でこれらの機能を賄った。それに「九間の座敷」と「奥の四畳半」は別々の部屋である。さらには「次の三畳敷」の茶湯は相伴衆用、春阿も相伴衆の点茶の担当であり、室町殿の担当ではない。¹¹⁾

以上のように「茶湯」（茶の湯）≡茶事・茶会という茶道史の常識に基づく理解や、史料解釈に誤りがみられるため、佐藤氏が示された三つの事例では「御休息」における喫茶の事実を立証できない。

そこで改めて「御休息」で茶を使用していたことを証明するために、永禄四年（一五六一）三月に行われた義輝の三好義興邸御成（式正御成）を見よう。『永禄四年三好亭御成記』の御成次第をみると、一〇献目と一一献目の間に「御休息有之」とあり、「御休息」が行われたことがわかる。しかしその詳細は不明であるため、まずは御休息所の室礼の具足類から内容の復元を試みよう。三好邸御成では、邸内二ヶ所に茶具足が用意された。その一ヶ所は「次の三畳敷」で、「御茶湯有之」として棚に茶碗、同台、茶壺、茶杓、茶巾、茶盆、水指、水こぼし、杓たて、火ばし、かくれが（蓋置）の茶具一式が置かれた。もう一ヶ所が「奥四畳半」で、その室礼について『三好筑前守義長朝臣亭江御成之記』に、

- 一、奥の四畳半二御茶湯在之、御道具之事、
- 一、御ちやわん、同台、一、御さしやく、
- 一、ちやつほ、一、ちやせん、
- 一、ちやきん、一、御ほん、
- 一、水さし、一、水こぼし、
- 一、ひしやくたて、一、火ばし、
- 一、かくれが、一、だいす、

- 一、御茶湯棚のきはに雑紙在之、奈良紙、紙鎮置之、
- 一、御休息所に御はんざうだらひ、御手のごいかけこれ在之、黒漆二ぬる、御紋のまき絵有、かな物有在之、御うがいちやわん、

とある。同様に『永禄四年三好亭御成記』にも、

- 一、奥四帖半有御茶湯、何御座敷、寿阿弥是飾、金屏風被立也、
- 一、茶碗同台、一、茶杓、一、茶壺、
- 一、茶筥、一、茶巾、一、水指、水コボシ、
- 一、御盆、一、火ハシ、鏝、一、カクレカ、
- 一、台子、

- 一、御茶間棚際雑紙アリ、重シニ文沈アリ、紙奈良ヤワ、一束アリ、
- 一、此御座敷、椽角手洗、御手拭在之、

とある。『三好筑前守義長朝臣亭江御成之記』をみると、茶具足一式がある奥四畳半と奈良紙・椽角手洗・御手拭掛・御嗽茶碗の今日でいうところの洗面具がある御休息所が別室であるようにも読み取れるが、『永禄四年三好亭御成記』をみると、洗面具がある「此御座敷」が御茶間棚（御茶湯棚）≡台子のある奥四畳半を指していることから、奥四畳半≡御休息所であり、ここには茶具足も洗面具も存在した。このうち茶具足一式は台子に飾られた。また両史料ともに茶釜・柄杓の記載を欠くが、これは「御茶湯」の表記に含まれる。

この三好邸については『三好筑前守義長朝臣亭江御成之記』に当日の指図が残されているので、これをもとに復元を試みる。（図一）茶具足が置かれた部屋の内、次の三畳敷はその場所を確定する記載に恵まれないが、奥の四畳半は、指図の中に「御なんど戸有、御休息所への道也」とあり御休息所≡奥四畳半であることから、御納戸の北、西向九間の東の部屋に確定できる。¹²⁾

ところで、この三好邸御休所の室礼に酷似するものを、『君台観左右帳記』の中にみることができ、それは度々茶道史で取り上げられてきた違棚に茶具足等を飾る様子を描いた「違棚図」である。東北大学蔵狩野文庫本では、建蓋・盆・茶入（大海）水指・火攪・箒・風炉釜・瓢立（柄杓・火箸）・蓋置、嗽茶碗と方盆、重食籠が描かれ、「おちやのゆ、此ふん」として茶具足一式の説明が続く。その茶具足とは、水指・火攪・箒・水翻・風炉・瓢立・蓋置であり、水翻を除き違棚の下端に描かれているものと一致する。^⑬水翻は狩野文庫本には描かれていないが、群書類従本では棚の脇の畳の上に描かれている。^⑭三好邸では台子飾であり、『君台観左右帳記』では違棚に飾られたという違いがあるものの、茶具足の内容は概ね一致する。さらには三好邸御休所に置かれた具足のうち、洗面具の嗽茶碗が重複している。この際重複しなかった奈良紙・手拭掛・椀角手盥は、違棚に置かれるのではなく水翻と同様に違棚の脇畳の上に置かれるものであることを考えれば、狩野文庫本にはあえて描かれなかったとみるべきであろう。つまり『君台観左右帳記』の「違棚図」は三好邸御休所の室礼の内容と一致することから、御休所の室礼を描いたものといえよう。

以上のことから、室町殿は、御成の御休息の際に、奥向きにある御休所で洗面具を使って口や手を清めるとともに、所望すれば同室に飾られた茶具足一式を使い点じられた茶を飲んでいただけであろう。しかし茶具足一式の存在だけではそれを使得茶を点てる場合があることが想定できても、実際に茶を点てたことの証左とするには不十分である。そこで次章では、御成当日の喫茶に関わる役職である茶湯奉行の職掌を分析し、この点の解明を試みよう。

二 茶湯奉行について

御成において室町殿と相伴衆に供する茶を担当する「茶湯奉行」が設定されていたことは、茶道史でかねてから指摘されている。しかしすでに家塚智子氏が指摘されているように、ここにみる「奉行」とはその御成限りの担当役職という意味である。^⑮

義晴期の大永四年（一五二四）細川尹賢邸御成では、室町殿担当は「御前之御茶湯瑞阿、（中略）従有御成者、公方様同朋に渡之」、相伴衆担当は「御供の衆、公家、外様衆の茶湯者玉阿弥」とある。^⑯このうち「御茶湯奉行」は、『武家名目抄』で塙保己一が考察するように、室町殿が細川邸に入御するまでは細川家同朋の瑞阿が担当するが、入御の後には公方同朋衆が御茶湯奉行を引き継ぎ、御成の間中御茶湯の前に伺候、還御の後にはまた瑞阿が担当した。^⑰つまり「御茶湯奉行」は、室町殿の入御前と還御後は御成先の同朋や陪臣などがつとめるが、御成中は公方同朋衆がつとめるものであった。

同じく義晴期の天文八年（一五三九）一二月四日の細川晴元邸御成に際し、その前日の三日に行われた御茶湯奉行をめぐるやりとりが『大館常興日記』に記されている。

為 御使荒礼部来臨、明日 御成に付て、御茶のゆたうく御末同朋存知仕間、御末同朋もたせて可参歟、然者於京兆御茶きこしめされて候ハ、御末同朋御茶をもたて可申由申之云々、又御会所同朋御茶をもたて可申由申候、両方申趣無御分別いか、被仰付へき哉旨御尋也、然者御会所同朋もたせて参候て、則御茶をもたて可申被仰付哉候由申之也。^⑱

すなわち、使者として荒礼部が大館常興のもとへ来て、以下のようなことを相談している。明日四日の御成について、御茶湯道具については御末同朋が熟知しているので、御末同朋が持参するのがよいのではないか。そうなれば、そのついでに晴元邸で義晴が飲む茶を御末同朋が点てることのできるのかということである。それともやはり御会所同朋が義晴の御茶を点てるべきであろうか。両方の案に対する判断はどのようにお命じになるおつもりかという内容であった。そこで会所同朋が茶道具を持参し、そのまま御茶も点てるようにお命じになるのではと返答したとある。室町殿同朋衆には会所同朋と御末同朋があるが、御成の間の室町殿担当の御茶湯奉行は会所同朋が担当することが慣習となっていたことがわかる。室町殿御成では飾られた茶道具を使い会所同朋が茶を点て、これを室町殿が飲んでいたことは明白であろう。

御成における茶湯在所は、御休所と御供衆の控室等の二ヶ所に設けられた。このうち御休所に入ることができるのは室町殿だけであることから、御休所の茶湯が室町殿用で、もう一ヶ所の茶湯が

相伴衆用であり、それぞれに「御茶湯奉行」と「惣茶湯奉行」が定められていた。つまり室町殿が御休所において御茶湯奉行によって点てられた茶を飲むと同時に、相伴衆が惣茶湯奉行によって点てられた茶をそれぞれの控室で飲むことが想定できる。御成次第においてこのような内容で茶が使用されるのにふさわしい場面といえ、室町殿が御休所に赴く「御休息」において他になかろう。

従来の茶道史の通史によると、中世後期に貴人が会所の主室で茶を飲む場合、別室で点てた茶を給仕されていたものが、一六世紀に芸能の「茶の湯」が成立して以降、目の前で亭主(点茶者)が点てた茶を客が飲む形態「主・客同座」となったとする。言い換えれば、「主・客同座」こそが芸能の「茶の湯」成立の指標であるとされてきた。¹⁰⁾しかしすでに室町殿御成では、「御休息」の際に「御休所」で「点茶者・主客(貴人)同座」という形態を見ることができ、これが芸能の「茶の湯」における「主・客同座」の原型になったものとみる。

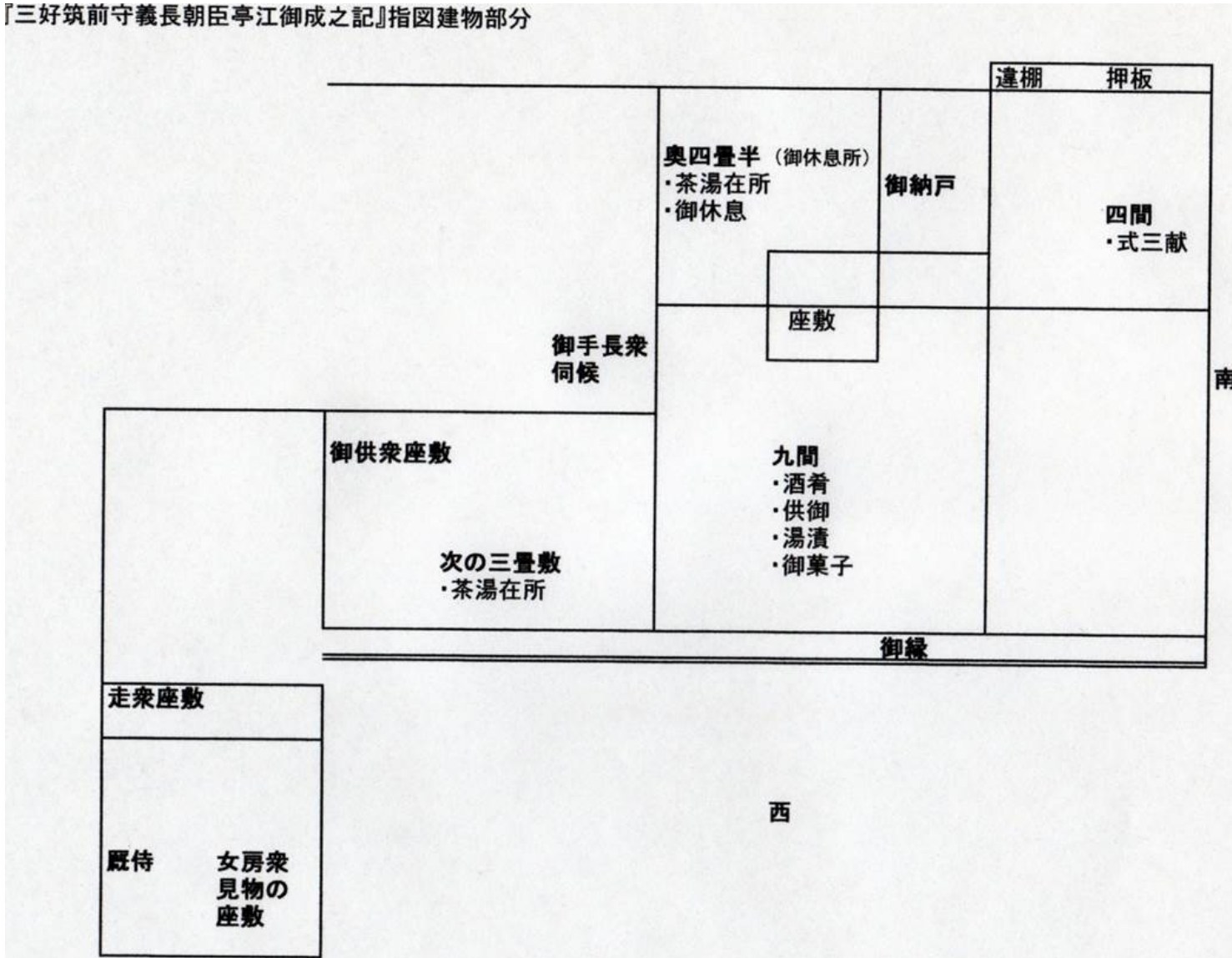
おわりに

以上のように、本稿では中世後期の最高レベルの政治儀礼「御成」における喫茶文化の受容について検討した。すなわち御成内容次第の「御菓子」と「御休息」において、芸能の「茶の湯」とは異なる作法を持つ喫茶文化を受容していたことを明らかにした。

そもそも鎌倉將軍家の公式儀礼において、喫茶文化を受容した形跡はない。その点で室町殿の御成において喫茶文化を受容したことはその独自性として評価される。但し茶事が最後まで独立した公式の次第として組み込まれることはなく、非公式なものや奥向きでの休息の一部にとどまった点にこの時代の特徴がみられる。しかし非公式であれ奥向きでの休息の一部であれ、茶が当時最高レベルの政治儀礼の御成次第に取り入れられたことが、次の時代に喫茶文化が大きく展開する際の素地となった。すなわち室町殿御成における喫茶文化を含む饗応のありかたが、戦国期に芸能の「茶の湯」が誕生する際の原型となった。また室町殿御成に喫茶文化が受容されたことが、織豊期に芸能の「茶の湯」が政治儀礼に取り入れられる際の下地となった。これらについては、稿を改めたい。

- ① 御成の饗応の進行内容は、『宗五大帥紙』(『群書類従 第二十二輯』(巻第四一三))を基にすると、式正御成では、公卿間における式三献、主殿における三献の酒肴、供御(食事)、湯漬け、御菓子、御休息、四献から十献までの酒肴となる。常御成の場合には、主殿での三献から始まる。なお献数や休息の順番などは、御成ごとに異なる。
- ② 佐藤豊三「將軍家「御成」について(九)」(『金鯉叢書 第十三輯』徳川黎明会 一九八六年)。
- ③ 家塚智子「室町時代における唐物の受容」(久保智康編『東アジアをめぐる金属工芸』勉誠出版 二〇一〇年)。竹本千鶴『織豊期の茶会と政治』思文閣出版 二〇〇六年。原田正俊「室町殿の室礼・唐物と禅宗」(『日本仏教総合研究』第九号(二〇一〇年度号) 二〇一一年)。
- ④ 山田哲也「日本の茶の歴史と文化 喫茶の歴史」(『茶大百科I』農文協 二〇〇八年、七六頁)。
- ⑤ 『群書類従 第二十二輯』巻第四一〇、四〇三頁。
- ⑥ 佐藤豊三「將軍の御成りと茶の湯」(『歴史読本 臨時増刊号』78-6 武家茶道の系譜』新人物往来社 一九七八年、九四頁、後改訂され『武家茶道の系譜』ぺりかん社 一九八三年、所収)。
- ⑦ 佐藤豊三前掲論文「將軍家「御成」について(九)」、三二〇頁。
- ⑧ 家塚智子「同朋衆の存在形態と変遷」(『藝能史研究』一三六号 藝能史研究会 一九九七年、四九頁)。
- ⑨ 佐藤豊三前掲論文「將軍の御成りと茶の湯」。
- ⑩ 『大永四年細川亭御成記』(『続群書類従 第二十三輯下』巻第六六二)。
- ⑪ 『三好筑前守義長朝臣亭江御成之記』(『群書類従 第二十二輯』巻第四〇九)。
- ⑫ 『永祿四年三好亭御成記』(『続群書類従 第二十三輯下』巻第六六二)、前掲『三好筑前守義長朝臣亭江御成之記』。
- ⑬ 『君台觀左右帳記』(『茶道古典全集 第二巻』淡交社 一九五六年)。

『三好筑前守義長朝臣亭江御成之記』指図建物部分



(図1) 三好邸復元図

- ⑭ 『君台観左右帳記』(『群書類従 第十九輯』卷第三六一)。
- ⑮ 家塚智子前掲論文「同朋衆の存在形態と変遷」「同朋衆の職掌と血縁」(『藝能史研究』一四一号 藝能史研究会 一九九八年)、前掲論文「室町時代における唐物の受容」。
- ⑯ 前掲『大永四年細川亭御成記』。
- ⑰ 『武家名目抄第一』(職名部廿三)、(『改訂増補 故実叢書 一一卷』故実叢書編集部 一九九三年、四三〇頁下段)。
- ⑱ 『大館常興日記』(第一卷) 天文八年十二月三日条(統史料大成本 臨川書店 一九六七年、一五八頁)。
- ⑲ 神津朝夫『茶の湯の歴史』角川選書 二〇〇九年。